

# 仕 様 書

## 1. 概要

### (1) 目的

本仕様書は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の本部において使用する電力の需給仕様を明確にすることを目的とする。

### (2) 件名

東京都立産業技術研究センター本部で使用する電力需給契約（単価契約）（8）

### (3) 需要場所

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター本部（東京都江東区青海 2-4-10）

### (4) 業種及び用途

研究施設

## 2. 仕様

### (1) 都産技研本部の電力の諸条件

■ 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
■ 供給電圧（標準電圧）	20,000 V
■ 計量電圧（標準電圧）	6,000 V
■ 周波数（標準周波数）	50 Hz
■ 送電方式	スポットネットワーク方式（3 回線方式）
■ 蓄熱式負荷設備の有無	無
■ 契約電力 (2025 年度の契約電力)	1,700 kW（前年度比 100 kW 減） 1,800 kW
■ 予定使用電力量（下記契約期間）	8,864,601 kWh

### (2) 契約期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで（自動延長なし）

### (3) 電力量等の検針

自動検針装置：有

電力会社の検針方法：遠隔自動検針

計量器の構成：電力需給用複合計器（通信機能付）

### (4) 需給地点

発注者が設置した断路器一次側（電源側）と東京電力パワーグリッド株式会社が設置した引込線との接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

### 3. 料金

電力料金は、基本料金と電力量料金を合計した金額とする。また、本契約による発注者から受注者への支払い金額は、電力料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金、及び託送料金相当額を加算したものとする。

(1) 基本料金

一月あたりの基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じた金額とする。

なお、基本料金について、次項の力率割引、又は力率割増を適用する。

(2) 力率割引・力率割増

① 力率は、その一月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 %とする。）とする。なお、まったく電気を使用しないその一月の力率は 85 %とみなす。

② 力率が 85 %を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85 %を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増する。

なお、本需要場所では、既設の自動力率調整装置により、契約期間中の力率は 100 %を維持する予定である。

(3) 電力量料金

電力量料金は、従量料金単価に使用電力量を乗じた金額とする。

なお、従量料金単価から、契約締結時（入札時）に入札者が定める契約約款に基づく市場価格調整単価、及び燃料費等調整単価、又はこれらに類する単価を加算又は減算する。

また、契約約款を改定する際には、改定前に都産技研と受注者間で協議を行うものとし、各従量料金単価の適用条件は「5. 従量料金単価の適用条件」による。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）によるものとし、同法第三十二条第 2 項により定める納付金単価に使用電力量を乗じた金額とする。

(5) 託送料金相当額

託送料金相当額とは、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際に発生する接続送電サービス利用料のことで、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める単価に使用電力量を乗じた金額とする。

#### 4. 入札価格

入札価格の算定に当たっては、入札者が定める契約約款により算出した基本料金（基本料金単価(※1)×契約電力）、及び電力量料金（従量料金単価(※2)×予定使用電力量）の合計(※3)とする。

※1：力率割引及び力率割増を考慮しない金額とすること。

※2：令和8年8月時点で想定される市場価格調整単価及び燃料費等調整単価、又はこれらに類する単価を含めて算出すること。

※3：本契約による発注者から受注者への支払い金額とは違い、再生可能エネルギー発電促進賦課金、及び託送料金相当額を含めない。

#### 5. 従量料金単価の適用条件

各従量料金単価は、下記のとおり電力を供給する季節、時間帯、日にちに応じ適用する。

##### (1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間を指す。

##### (2) その他季

毎年4月1日から6月30日までの期間、及び10月1日から翌年の3月31日までの期間を指す。

##### (3) ピーク時間

夏季の平日（土曜日を含む）の午後1時から午後4時までの時間とする。

##### (4) 昼間時間

平日（土曜日を含む）の午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、ピーク時間に該当する時間を除く。

##### (5) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間とする。ただし、次項の休日等に該当する日は、全日「夜間時間」とする。

##### (6) 休日等

休日等とは、次の日とする。

- ① 日曜日
- ② 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ③ 1月2日
- ④ 1月3日
- ⑤ 4月30日
- ⑥ 5月1日
- ⑦ 5月2日
- ⑧ 12月30日

⑨ 12月31日

## 6. その他

- (1) 本契約の履行にあたっては、『令和7年度東京都「グリーン電気」入札等参加条件取扱要領（高圧施設用及び特別高圧施設用）』の水準2の内容を遵守すること。
- (2) 常用自家発電設備：無  
非常用自家発電設備：有（1台）  
太陽光発電設備：有（太陽光アレイ出力 61.6kW, パワーコンディショナー100kW）
- (3) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
  - 契約電力及び最大需要電力の最小単位は、『1 kW』とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 使用電力量の最小単位は、『1 kWh』とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 力率の最小単位は、『1 %』とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 料金その他の計算における合計金額、並びに消費税額及び地方消費税額の最小単位は、『1 円』とし、1円未満の端数は切り捨てる。
- (4) 自動契約延長は行わない。  
契約上自動延長条項が付される場合においては、解約期限に間に合うよう解約手続書を送付すること。
- (5) 年間の取引電力量の設定、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。
- (6) 請求書は下記のとおりとする。
  - 請求書には、契約電力、使用電力量、電力料金、及び請求金額算出の根拠となる全ての料金及び単価を記載すること。
  - 請求書の送付は、発注者が契約後に提示する送付先への郵送、又は電子メールによる送付、Webからのダウンロードによる方法のいずれかによるものとする。
  - 受注者は、発注者が必要とする使用電力量等の情報について、Webからのダウンロード等の方法により、常時提供すること。
  - 受注者は、毎月30分値データを発注者が契約後に提示する担当者に送付すること。
  - 施設内の入居者に対する個別の請求書の発行は要しない。
- (7) 参考資料  
別紙1：2026年度の月別使用電力量見込み  
別紙2：2024年度の日別使用電力量実績  
別紙3：令和7年度東京都「グリーン電気」入札等参加条件取扱要領（高圧施設用及び特別高圧施設用）

## 7. 問い合わせ先

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 財務会計課経理係  
所在地 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10  
電話 03-5530-2790  
FAX 03-5530-2767